

研修会・講習会における新型コロナウイルス感染防止策について

地方財務協会（以下「協会」という。）では、研修会・講習会（以下「研修会」という。）の開催に当たり、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じる。

1 協会が行う感染防止策

(1) 協会職員等の対応

- ① 協会職員等はマスクを着用し、手洗い、手指の消毒等感染防止策を徹底する。
- ② 講師のマスクの着用は、原則として、講師の判断に委ねる。

(2) 会場の設営等

- ① 換気等を行う。
 - ・ 窓が開閉可能な会場では、状況に応じて窓を開けるようにする。
 - ・ 会場の扉は、休憩時間等可能な限り解放する。
- ② 飛沫感染を防止する。
 - ・ 受付時には、受講者が間隔を空けての整列を促す。
 - ・ 講師と受講者の間隔は、十分な距離を確保する。
 - ・ 受講者の間隔は、一定の距離をとるよう席の配置に留意する。
- ③ 接触感染を防止する。
 - ・ 会場の出入口に消毒液を設置し、出入口のドア等を消毒する。
 - ・ 配布資料がある場合には、手渡しせずあらかじめ机に置く。
 - ・ 講師が交替する際には、マイク等を消毒する。

2 受講者への依頼等（周知事項）

(1) 受講前の対応

- ・ 受講希望者は、受講申込みに当たっては、「(別添 2) 研修会・講習会における受講に関する事項」に記載された内容をよく読み、了承した上で申し込むこと。
- ・ 受講者の所属・職場の電話番号を把握するため、受講者名簿を作成する。
- ・ 受講料は、受付での現金の授受を避けるため、原則として、振込みとする。

(2) 受講に当たっての対応

- ・ 受付時に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合には、受講を取りやめるとともに、受講中に同様の症状が出た場合には、速やかに申し出ること。
- ・ 指定された席で受講すること。
- ・ 会場内では、咳エチケット、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
- ・ 研修の休憩中も、周囲の人となるべく距離を確保すること。
- ・ 会場内における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のための水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。

3 研修会終了後の発症者の対応

- ・ 研修会終了後 5 日程度以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、協会に連絡すること。

研修会・講習会における受講に関する事項

これは、新型コロナウイルス感染防止のために、地方財務協会（以下「協会」という。）の研修会・講習会（以下「研修会」という。）における受講に関する事項を記載したものです。

受講者等は、以下をよく読み、研修会への申込みを行ってください。

また、健康状態チェック事項に一つでも該当する場合は、受講をとりやめてください。

1 受講者等の研修会への申込みに当たって

- ① 協会が感染防止対策を適切に実施しても、感染を完全に予防できるものではないことを理解した上で研修会に申し込むこと。
- ② 収集した個人情報、研修会実施に必要な範囲で利用されること等に同意すること。

2 受講に当たって

- ① 受付時に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合には、受講を取りやめるとともに、受講中に同様の症状が出た場合には、速やかに申し出ること。
- ② 指定された席で受講すること。
- ③ 会場内では、咳エチケット、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 研修の休憩中も、周囲の人となるべく距離を確保すること。
- ⑤ 会場内における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のための水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。

3 受講者等の健康状態チェック事項

受講者等は、当日（研修の途中も含む）、以下のチェック事項の一つでも該当する場合は、受講をとりやめてください。

- ① 当日の体温が、37.5度以上の場合
- ② 咳（せき）、咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
- ④ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合